

# 保育施設利用案内



寝屋川市こども部保育課

〒572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号

保健福祉センター 2 階

TEL : 072-812-2552 (直通)

FAX : 072-839-6767

Mail : [hoiku@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:hoiku@city.neyagawa.osaka.jp)

令和 6 年 4 月 版

## 保護者のみなさまへのお願い

### ● 利用調整結果のお知らせ時期

- ・ 年度途中の入園希望…入園希望時期の約1か月前に電話での連絡
- ・ 4月からの入園希望…1月下旬頃に郵送にて通知  
※利用調整結果の発送日は12月上旬に市ホームページ及び市アプリ「ねや CoCo アプリ」にてお知らせします。
- ・ 上記通知とは別に、調整期間中に数回、利用調整が終了した保護者に対して調整状況のお知らせ文書を送付します。
- ・ 調整状況のお知らせ文書は、希望の保育施設の利用可否について発送日時点での調整状況をお伝えするものです。（正式な利用調整結果ではありません。）
- ・ 利用調整の進捗やお知らせ文書の発送状況は、市アプリ「ねや CoCo アプリ」にてお知らせ掲載及びプッシュ通知を実施します。

### ● 申請状況や待ち状況に関するお問い合わせ

申請状況や待ち状況（何人中何番目）、各保育園の受入可能枠は随時変動するため、途中経過についてはお答えすることができません。待ち状況（何人中何番目）等の問合せは御配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### ● 雑費や延長保育料、ならし保育について

雑費や延長保育料、ならし保育についての問い合わせを多くいただいておりますが、各園の判断により異なりますので、保護者の方から保育園に直接お問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 1. 保育施設（保育所・認定こども園・事業所内保育事業所）とは

### ● 保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

また、就学前のお子さんとその保護者が気軽に遊びに行ける地域の子育て支援施設です。

### ● 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

幼稚園部分については保護者が働いている、いないに関わらず利用できるため、保護者の就労状況が変化した場合でも通い慣れた施設を継続して利用できます。

また、就学前のお子さんとその保護者が気軽に遊びに行ける地域の子育て支援施設です。

### ● 事業所内保育事業所

従業員のお子さん（従業員枠）以外に保育を必要とするお子さん（地域枠）を保育する施設です。

## 2. 保育年齢とクラス年齢

### ● 保育年齢

国松保育園は産休明けから3歳児まで、おひさま保育園・千成ヤクルトつばめKIDS保育園は生後6か月から2歳児まで、香里幼稚園・やまなみ幼稚園・三井中央幼稚園の保育所部分は1歳児から就学前まで、旭学園第二幼稚園の保育所部分は2歳児から就学前まで、その他の保育施設は原則産休明けから就学前までです。

### ● クラス年齢

その年の4月1日現在の満年齢によります。

## 3. 保育の必要性の認定

保育施設を利用したい場合は、保育の必要性の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

保護者（父および母）が次の「保育の必要な事由」のいずれかに該当する場合、保育認定を受けることができます。

### 保育の必要な事由

- (1) 月64時間以上就労している場合（休憩時間を除く）
- (2) 妊娠中であるか出産後、間がない場合（出産予定日の前2か月、後2か月）
- (3) 疾病・負傷・障害のある場合
- (4) 同居の親族を常時介護または看護している場合
- (5) 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動を継続的に行っている場合
- (7) 就学している場合
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業時に、すでに保育施設を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であると認められる場合（育児休業に係るお子さんが2歳になった最初の3月31日まで）
- (10) その他上記に類する状態として、市が認める事由に該当する場合

## 支給認定証

対象となるお子さんの年齢と保護者の状況等により、区分別に認定証を交付します。

支給認定区分		利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 保育認定	お子さんが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育施設で保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定 保育認定	お子さんが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育施設で保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育（事業所内保育事業所など）

## 認定期間

2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までです。3号認定のお子さんは、満3歳の誕生日を迎えるときに市から2号認定証を交付します。

ただし、保育の必要な事由により、認定期間は以下の通りとなります。

保育の必要な事由	認定有効期間
妊娠・出産	出産予定日の8週前の日から出産予定日の8週後の日の翌日の属する月の月末まで
求職活動	認定開始日から90日目の属する月の月末まで
就学	保護者の卒業・修了予定日の属する月の月末まで
育児休業	育児休業に係るお子さんが2歳になった最初の3月31日まで

## 保育の必要量

保育認定を行う際、同時に保育の必要量の認定も行います。保育の必要量は次の2種類です。

保育の必要量の区分	利用可能時間	対象
保育標準時間	1日最大11時間	1か月当たり120時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧にあたっている方など
保育短時間	1日最大8時間	1か月当たり64時間以上120時間未満の就労、求職活動、育児休業中の方など

- ・ 実際にお子さんを預けることができるのは、通勤時間と就労時間の時間帯です。
- ・ 保育の必要量によって保育料は変わります。



● 延長保育

保育施設が設定する認定区分に応じた保育時間を超えて利用する場合は延長保育となり、原則延長保育料が必要です。

**※延長保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。**

保育標準時間	延長保育料がかかる時間帯については、保育施設に直接お問い合わせください。
保育短時間	原則、9:00 までと 17:00 以降の保育については、延長保育料がかかります。 ただし、第 2 寝屋川なかよし保育園は 14:00 まで、おひさま保育園は 8:00 までと 16:00 以降、香里幼稚園・三井中央幼稚園は 8:30 までと 16:30 以降、やまなみ幼稚園は 8:40 までと 16:40 以降の保育については、延長保育料がかかります。

● 認定の例外

以下の場合には「保育標準時間」認定となります。

- (1) 1か月の就労時間が120時間未満であっても、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としているような場合で、短時間認定が適当でないと市が認める場合
- (2) 1日の就労時間は8時間未満だが、勤務時間帯の関係から常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ないと市が認める場合
- (3) シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合で、保育短時間認定を行うことが適当でないと市が認める場合

## 認定の変更

支給認定証の交付後に支給認定証に記載している内容（児童及び保護者の住所または氏名、支給認定事由、保育の必要量等）に変更が生じた場合は、速やかに保育課に必要書類を提出してください。

（例）

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ・ 就労時間、勤務先等が変更になった | ・ 住所が変わった      |
| ・ 育児休業を取得する        | ・ 妊娠・出産した      |
| ・ 育児休業が終了し、職場復帰する  | ・ 疾病、負傷、障害となった |
| ・ 仕事を辞めた           | ・ 同居親族の介護をする   |
| ・ 仕事を始めた           | ・ 世帯構成が変わった    |

### ● 保育の必要量の変更

保護者の就労状況等の変更により保育の必要量に変更となる場合は、当該事由が発生した日から保育の必要量を変更します。

保育料は、翌月（月初日の場合はその月）から変更になります。

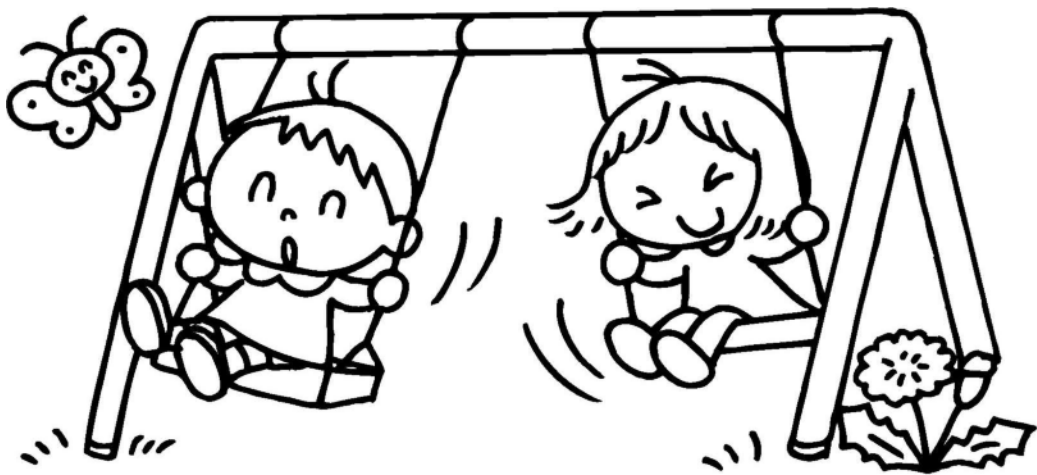
（例）求職活動中だったが、6月3日から1日8時間週5日の仕事をするようになった場合  
求職活動中は保育短時間認定ですので、6月2日までは保育短時間認定、6月3日から保育標準時間認定となります。

保育料は、6月までは保育短時間、7月から保育標準時間の料金になります。

※変更が生じる場合は、「支給認定証」を添えて「変更届」を提出してください。

※支給認定証は必ず保管しておいてください。

※保育の必要量はさかのぼって変更することはできません。提出が遅れた場合は、保育料の変更が遅れたり、延長保育料等を支払っていただいたりすることがありますので、変更が生じることが分かった時点で、速やかに変更届を保育課または保育施設に提出してください。



## 4. 入園の手続き

### ● 申込みができる方

- (1) 寝屋川市に在住している方（出生届を提出済みの方）
- (2) 寝屋川市に転入予定の方（居住予定の家の契約書及び申込児の生年月日が分かる書類が必要）

### ● 申込み場所

- (1) 保育課、公立保育所、おやこほっとステーション  
保護者がお越しのうえ、申込書類を提出してください。
- (2) 郵送

〒572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号 保健福祉センター 2 階 保育課

- (3) 子育てワンストップサービス

子育てワンストップサービスとは、子育てに関する行政サービスの検索や保育施設の申込みを自宅のパソコンなどからオンラインで申請することができるサービスです。このサービスは、マイナポータル「ぴったりサービス」で利用できます。

- ・ マイナポータルを使うために必要なもの

マイナポータルを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。パソコンでの利用には、ICカードリーダライタが必要です。また、スマートフォンでの利用には、機器のマイナンバーカード対応を確認してください。



（市ホームページ ぴったりサービス）

### ● 申込書類の提出締切

- (1) 4月からの利用を希望する場合  
**11月30日**
- (2) 5月～3月からの利用を希望する場合  
**希望利用開始日の1か月以上前**

※ただし、4月からの利用も併願する場合は、**11月30日**です。



● 申込みするときに必要なもの

次の確認書類等（1と2の両方）が必要です。

- (1) 申請者（保護者）の本人確認ができるもの（個人番号カードや運転免許証、パスポートなど顔写真付きのものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点）

※本人確認書類に健康保険証・医療証を添付される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号は黒マジックで塗りつぶす等、マスキングをしてください。

- (2) 申請者（保護者）の個人番号が確認できるもの（個人番号通知カードや個人番号が記載された住民票）

※申込書には、申請者（保護者）以外の同居家族の個人番号もご記入いただきます。

※確認書類の詳しい内容や、代理人（保護者以外）が申込書を提出する場合は、事前に保育課にお問い合わせください。

● 申込書類

用紙は保育課、保育施設、おやこほっとステーションにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼保育所等利用調整申込書

- (2) 家庭状況申立書

- (3) 保育施設（事業所）きょうだい優先利用調整申込書（世帯で1枚）

※きょうだいで2人以上が同じ保育施設の利用を希望する場合のみ

- (4) 確認書類等（P.7）

- (5) 保育の必要性の認定に必要な書類

保護者（父と母）の分が必要です。希望利用開始日の状況に当てはまるものを提出してください。

保育の必要な事由	必要書類	備考
就労（外勤）	就労証明書	保育課、保育施設、おやこほっとステーションにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
内職	就労証明書と 給料明細（月額2万円以上）のコピー	
自営業	就労証明書	
求職活動	求職活動状況申立書	
妊娠・出産	出産予定のお子さんの母子健康手帳のコピー	子の保護者欄と分娩予定日欄（1・4ページ目）のコピーが必要です。
疾病・負傷・障害	医師の診断書	病院等の様式で可。
介護・看護	医師の診断書、身体障害者手帳等のコピー、療育施設の在園証明書等	
就学	在学証明書とカリキュラム	就学先の様式で可。

※65歳未満の祖父または祖母と同居されている場合は、必要書類の提出を依頼することがあります。

## 利用調整

保護者、児童、家族構成、その他の状況を十分考え合わせ、保育所等の利用調整基準表（P. 20、21）の指数の上位順、指数が同じ場合は、市が定める優先項目により利用調整します。

### ● 注意事項

- (1) 利用開始日までに保育の必要性の事由に変更があり、利用調整時の指数に満たなくなった場合、内定取消となる場合があります。

（例）

- ・ 育児休業を取得している職場（正社員）を退職し、求職活動を開始する
- ・ 新しく正社員で内定したので、育児休業を取得している職場（正社員）には復職しない
- ・ 派遣労働等で育児休業を取得していたが、同条件の派遣先での復職ができない
- ・ 妊娠したので復職せずに育児休業を延長する
- ・ 月 100 時間以上の就労内定で申請していたが、妊娠しており希望利用開始日が妊娠・出産の事由の期間中となる

- (2) きょうだい優先利用調整について

きょうだい2人以上が同一の保育施設の入園を申し込む場合、利用調整基準表の指数にかかわらず優先的に利用調整を行います。

優先利用調整を希望する方は「保育施設（事業所）きょうだい優先利用調整申込書」を提出してください。

※寝屋川市内の認可保育施設の利用調整における制度です。

※すでにきょうだい全員が同一の保育施設に在籍している場合は適用外となります。

優先利用調整には以下のとおり注意事項がありますので、内容をご理解の上、申請をお願いします。

- ①きょうだい2人以上が同一の保育施設に入園可能な場合に、優先利用調整が適用されます。
- ②きょうだいが同じ保育施設に入園できることを確約するものではありません。
- ③きょうだいがすでに1号認定で在籍している保育施設に、他の児童を2-3号認定で優先入園させたい場合、在籍中のきょうだいの2-3号認定の入園申請も必要です。
- ④優先利用調整を希望するきょうだいが3人以上であり、全員同時に入園できる保育施設がない場合、2人以上のきょうだいが同時入園できる保育施設の提案も可能です。
- ⑤すでに2-3号認定で在籍している場合、きょうだいが同時に入園できる別の保育施設への転園を希望することも可能です。
- ⑥希望した保育施設で利用調整を行い、利用施設を決定します。その際、すでに他の認可保育施設に在籍しているお子さんは転園となり、在籍している保育施設は退園となります。決定後の辞退はできません。

また、市から案内された保育施設への入園に同意した場合も、上記と同様に在籍している保育施設は退園となります。

● 4月からの利用

(1) 11月30日までに申込書類を提出してください。

締切日以降の出産・転入の場合は、締切日までにあらかじめ保育課にご相談ください。

※希望施設、希望順位の変更も11月30日が締切日です。

(2) 12月中旬から指数が上位の方から順に利用調整を行います。調整期間中に数回、利用調整が終了した保護者に対して、調整状況のお知らせ文書を送付します。

調整状況のお知らせ文書は、希望の保育施設の利用可否について発送日時点での調整状況をお伝えするものです。(正式な利用調整結果ではありません。)

**利用調整の進捗、お知らせ文書の発送状況は市アプリ「ねや CoCo アプリ」でお知らせします。**

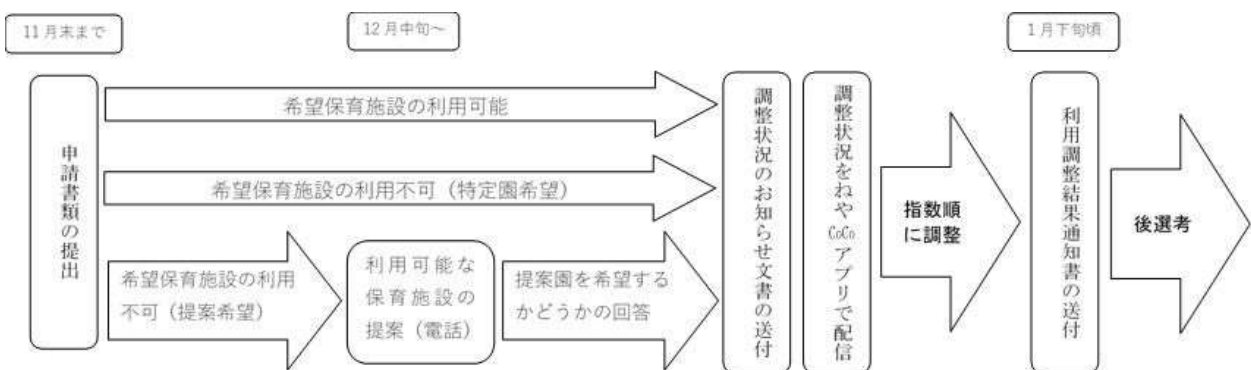
(3) 第1、第2希望の保育施設のみ希望の方、第3希望までの保育施設のみ利用希望の方には、利用の可否にかかわらず、電話連絡は行いません。調整期間中に調整状況のお知らせ文書を送付します。

(4) 第3希望までの全ての保育施設に入園できない場合、利用可能な他の保育施設の案内を希望される方には、該当の場合、12月中旬から1月下旬の間に、指数が上位の方から順に電話で利用可能な保育施設をご案内します。他の方の利用調整に遅れが生じないように1～3日程度での回答をお願いします。

(5) (2)～(4)を踏まえた利用調整結果通知書は1月下旬に郵送します。本通知をもって正式内定となります。電話等による結果についてのお問い合わせはできません。

**利用調整結果通知書の発送日は12月上旬に市ホームページ及び市アプリ「ねや CoCo アプリ」にてお知らせします。**

(6) 締切日以降に書類の提出があった方や、締切日以降に申込内容に変更があった方については、2月以降に順次利用調整を行います。(後選考)



※ 利用調整基準指数の高い順に調整を行い、指数別等に文書の送付と調整状況を配信



(市ホームページ ねや CoCo アプリ)

● 年度途中からの利用

希望利用開始日の約1か月前に利用調整を行い、結果を電話で連絡しますので、希望利用開始日の1か月以上前までに申込書類を提出してください。

※ただし、4月からの利用を併願する場合は、11月30日までに申込書類等を提出してください。

## 入園日

---

保育施設の利用を開始できる日は以下の通りです。

- (1) 転入予定の方  
本市への転入日以降
- (2) 就労内定、就学予定、育児休業明けで復職予定の方  
事由発生日の1か月前の日以降
- (3) 産前産後の方  
出産予定日の2か月前の日以降

● ならし保育

保育施設によってはならし保育を実施しています。入園日以前からのならし保育はできません。ならし保育の実施の有無や期間については、あらかじめ利用を希望される保育施設にお問い合わせください。

※ならし保育の期間は原則、入園日から最大1か月（28～31日間）です。

## 待機児童保育施設（愛称：クローバー）

---

クローバーとは、年間を通じた待機児童の解消を目指すため、0歳児から2歳児までを対象とし、希望する保育施設が利用できるまでの間、一時的に児童を受け入れる認可保育施設です。

当施設は、**利用申請の際、第3希望まで希望施設を記入したが、利用調整の結果、第3希望までの保育施設を利用することができない**といった一定の条件を満たした児童が対象となります。

対象者には、保育課から当施設の利用案内をし、利用調整後、結果をお知らせします。

第3希望までの**いずれかの**保育施設に空きがでた場合、当施設に在籍中の児童から優先して利用調整を行います。

※**待機児童保育施設を第1希望として利用申請をすることはできません。**

## 5. 保育料、給食費

### ● 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化により、3～5才児クラスの全てのお子さんと、0～2才児クラスの市民税非課税世帯のお子さんの保育料は0円となります。

※保育施設に在籍するお子さんが、認可外保育施設等（届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合、その利用に要する費用は、無償化の対象外です。

### ● 第2子以降の保育料の無償化（市独自の子育て支援策）

寝屋川市に住民登録があり、認可保育施設の0～2才児クラスに在籍している第2子以降のお子さんの保育料は0円となります。詳しくは市ホームページをご確認ください。



（市ホームページ 第2子以降の保育料無償化について）

## 給食費

### ● 0～2才児クラス

給食費は保育料に含まれています。

### ● 3～5才児クラス

#### ・ 主食費について

実費負担で主食提供を行っている園と、主食持参の園があります。

#### ・ 副食費について

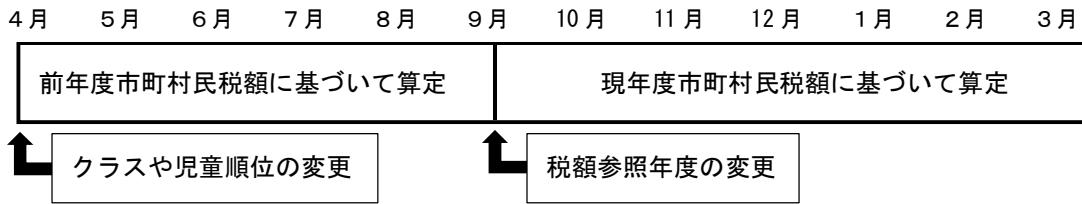
副食費は実費負担です。公立保育所を利用する場合は市が、それ以外の保育施設を利用する場合は利用施設が徴収します。

年収360万円未満相当世帯（注）のお子さんと、就学前児童から数えて第3子以降のお子さんについては、副食費が免除されます。

（注）P.19 寝屋川市2号認定・3号認定子どもの保育料（月額）の定義A～C5、C1a～C8a階層  
**※副食費の免除決定後、税調査等により税額の変更が確認された場合は、さかのぼって副食費を負担していただくことがあります。**

## 保育料の算定

- ・ 保育料は児童の属する世帯の保護者（父と母）の市町村民税額によって決まります。ただし、保護者の収入が共に103万円未満の場合は、同居親族の市町村民税額で算定します。
- ・ 保育料は、公立・私立ともに同じです。ただし、施設によっては制服や教材などの費用を別途徴収する場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。
- ・ 保育料の切り替えは9月です。4月分～8月分の保育料は前年度市町村民税額、9月分～3月分の保育料は現年度市町村民税額で算定します。



- ・ 住宅取得控除、配当控除、寄附金控除等、対象にならない控除があります。
  - ・ 月の途中で入園または退園したときの保育料は、日割り計算になります。
- ※保育料決定後、税調査等により税額の変更が確認された場合は、さかのぼって保育料が変更になることがあります。**

● 保育料を決めるための手続き等

配偶者の扶養に入っている場合でも、確定申告または市・府民税申告は必要です。勤務先で源泉徴収されている方で、ほかに所得がない方は申告不要です。

転入してきた場合は、市町村民税課税証明書（コピー可）の提出を依頼することがあります。なお、市町村民税課税証明書は、1月1日時点の住所地の市町村で発行されます。

※保護者（父と母）の分が必要です。保護者の収入がそれぞれ年間103万円未満の場合は同居親族の分が必要です。

※市町村民税額が確認できない場合は、保育料が最高額で決定となります。

## 保育料等の変更

(1) 世帯構成等の変更

結婚、離婚、死別、転居などにより保育料等が変更になることがありますので、保育課に変更届を提出してください。

(2) 税額変更

保育料等決定後に確定申告や更正・修正申告等を行った場合は、保育料等が変更になることがありますので、税額が変更になったことが分かる書類（申告書の写し等）を保育課に提出してください。

**※保育料等変更にかかる書類は当該年度末（3月31日）までに保育課に提出してください。**

**提出期限を過ぎると、保育料等は変更できません。**

※副食費徴収免除対象者の判定も同様です。

## 保育料の減免

次の場合、保育料の減免を受けられる場合があります。

- (1) 主たる所得者が疾病、倒産または解雇等のため、世帯の所得が著しく減少したとき。
- (2) 婚姻、離婚、配偶者と死別した場合で、扶養親族が増えたとき。

## 保育料の還付

---

お子さんが病気・負傷のため、連続して15日以上（土日祝日を含む。）欠席した場合は半月分、連続して30日以上欠席した場合は1か月分の保育料を還付請求することができます。

還付請求には、医師の診断書を必要とする場合があります。

- 保育所を利用中の場合  
還付請求書を記入し、保育所で証明を受け、保育所または保育課に提出してください。  
還付請求書は保育所にあります。
  
- 認定こども園（保育所部分）または事業所内保育事業所（地域枠）を利用中の場合  
利用している施設へ還付請求をしてください。

## 保育料の納入方法

---

- 保育所を利用する場合
  - (1) 保育料は市に支払います。
  - (2) 納付は、金融機関等（ゆうちょ銀行含む）での口座振替（自動払込）をご利用ください。  
申込用紙は保育課、保育施設にあります。口座振替の手続きをされていない方には納付書をお渡ししますので、納入期限までに納付書に記載されている取扱金融機関等の窓口で納付してください。
  - (3) 口座振替日及び保育料の納入期限は毎月末日（土日祝日の場合は翌営業日）です。口座振替（自動払込）をご利用の方は、納入期限の前日までに口座にご入金をお願いします。納付書をご利用の方は必ず納入期限までに納付してください。
  
- 認定こども園または事業所内保育事業所を利用する場合  
保護者と施設の直接契約になるため、保育料は施設に直接支払ってください。

## 保育料の滞納について

---

保育料の滞納者に対して勤務先等への調査を実施した後、財産（給与・口座預貯金等）の差押えを実施しております。

### 【令和5年2月末日までの財産調査・差押件数】

- (1) 財産調査  
勤務先調査 284 件 口座預貯金調査 9,037 件 生命保険調査 6,221 件  
不動産登記簿謄本取得 78 件 他市町村への調査 151 件 不動産賃貸借照会 18 件  
その他 133 件
- (2) 差押  
給与差押 24 件 口座預貯金差押 169 件 生命保険差押 186 件 不動産差押 2 件  
不動産参加差押 7 件 株式差押 1 件 投資信託差押 1 件 金等積立差押 1 件  
その他 7 件

## 6. 育児休業を取得する場合

保護者が育児休業法による育児休業を取得する場合、すでに保育施設を利用しているお子さんについては、育児休業に係るお子さんが2歳になった最初の3月31日までは、保育施設を継続して利用することができますので、「育児休業取得証明書」を保育課に提出してください。

用紙は、保育課、保育施設、おやこほっとステーションにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

## 7. 保育施設の利用継続

次年度も継続して保育施設の利用を希望する場合は、毎年、「保育施設利用継続調査票」と「保育の必要性の認定に必要な書類」を提出していただきます。提出時期などについては、11月頃に利用施設を通じてお知らせします。

**※利用継続に必要な書類の提出がない場合は、利用継続ができません。**

## 8. 利用している保育施設の変更（転園）

利用施設の転園ができるのは4月1日です。転園を希望する場合は、利用継続に必要な書類とともに「保育施設（事業所）変更申請書」の提出が必要です。提出時期などについては、11月頃に利用施設を通じてお知らせします。

国松保育園・おひさま保育園・千成ヤクルトつばめKIDS保育園・クローバーを利用している児童が卒園する場合は、優先して利用調整をします。

育児休業を取得中の方は原則、転園申込みはできません。ただし、利用内定後に育児休業期間を短縮し、5月1日までに復職できる場合は申し込みが可能です。

きょうだい優先利用調整を希望する場合は「保育施設（事業所）きょうだい優先利用調整申込書」の提出が必要です。

## 9. 退園するとき

保育施設および保育課に連絡し、「退所・退園届」を保育施設または保育課に提出してください。

用紙は保育施設、保育課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。月の途中で退園したときの保育料は、日割り計算になります。

**次の場合は退園となります！**

- (1) 保護者の退職などにより、保育を必要とする事由がなくなった場合
- (2) 市外に転出したとき

※その他、長期欠席の場合は退園となることがあります。



## 10. 広域利用

寝屋川市在住の方が他市区町村の保育施設を利用したい場合や、他市区町村在住の方が寝屋川市の保育施設を利用したい場合は、「広域利用」の制度があります。

広域利用を希望する場合は、お住まいの市区町村に申込みをしてください。

## 11. 保育コンシェルジュ

子どもの保育を希望する保護者からの相談に応じ、保育施設や保育サービスに関する情報提供等を行う専門の職員（保育コンシェルジュ）を配置しています。

### ● 保育コンシェルジュに相談できること

- ・ 保育園と幼稚園は何が違うの？
- ・ 保育園の利用申込みについて詳しく聞きたい
- ・ 保育園に子どもを預けると、お金はどれくらいかかる？
- ・ 希望の保育園に入れないとき、代わりに子どもを預けられるところはある？
- ・ 仕事以外の理由で子どもを見てもらうことはできる？

など、子どもの保育に関することなら、なんでも相談できます。相談には保育課に直接お越しください。電話でも相談できます。

※予約は不要です。ただし、窓口の混雑状況などにより、保育コンシェルジュが相談を受けられない場合があります。



## 12. 一時保育

就学前のお子さんがある家庭で、保護者の傷病・出産・冠婚葬祭・リフレッシュ等の理由で一時的に保育ができない場合に利用できます。

### (1) 保育時間

月～金曜日の午前9時～午後5時

※土曜日の保育時間については、実施施設に直接お問い合わせください。

※RELATTOについては、土曜日・日曜日・祝日の利用はできません。

※日曜、祝日のほか、施設の行事のため利用できない日があります。

### (2) 申込方法

詳細は実施施設に直接お問い合わせください。

### (3) 利用料金

年齢は、当該年度の4月1日の年齢によります。

#### ● 本町こども園～エールこども園

年齢	1日	半日
3歳児未満	3,000円	2,000円
3歳児以上	2,000円	1,300円

#### ● RELATTO（リラット）

年齢	1時間
3歳児未満	500円
3歳児以上	400円

※1か月最大36時間を上限とし、1日の最大利用時間は6時間です。



### (4) 実施施設

実施施設	住所	電話番号
本町こども園	本町 13-3	823-1212
寝屋川めぐみ園	緑町 13-20	833-0020
ゆりかごこども園	点野 4-1-32	827-5555
神田保育園	上神田 1-26-27	838-0234
打上保育園	梅が丘 1-5-35	821-1129
あやめ保育園	萱島南町 12-3	822-1318
大阪聖母保育園	東香里園町 9-6	802-5610
エールこども園	池田 1-20-15	828-5733
RELATTO（リラット）	錦町 8-13	800-3864

## 13. 休日保育

保育の必要性の認定を受けているお子さんがいる家庭で、休日・祝日に保護者が就労等の理由で、お子さんの保育が常態的に困難なときに利用できます。

※原則、保育施設（1号認定で認定こども園を利用しているお子さんを除く。）に在籍しているお子さんが対象となります。

### (1) 保育時間

実施施設に直接お問い合わせください。

### (2) 申込方法

「休日保育事業利用登録申請書」と「子ども・子育て支援法支給認定証（写し）」を実施施設に提出し、利用登録をお願いします。「休日保育事業利用登録申請書」の用紙は実施施設にあります。

※詳細は実施施設にお問い合わせください。

※利用登録は、利用希望日の1週間前まで可能ですが、利用人数に制限があるため、ご利用できない場合があります。

※申込みは、利用月の前月の1日（1日が日曜日の場合は翌2日）午後1時から受付できます。

※度重なるキャンセルがありますと、ご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

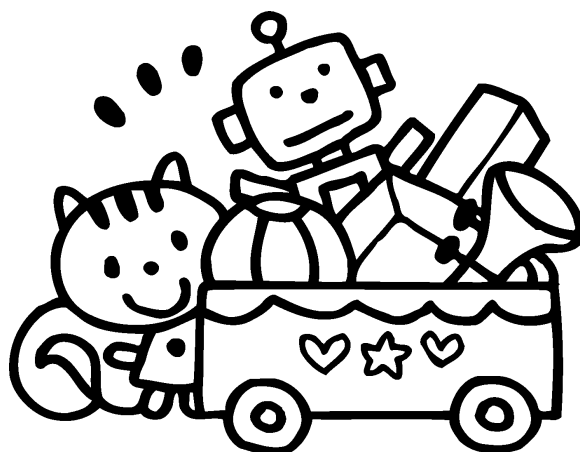
### (3) 利用料金

無料

※保育短時間認定のお子さんについては、利用される時間によって、延長保育料がかかることがあります。延長保育時間については、実施施設に直接お問い合わせください。

### (4) 実施施設

実施施設	住 所	電話番号
ゆりかごこども園	点野 4-1-32	827-5555
きんもくせい保育園	木屋町 6-3	833-1717



## 14. 病児保育施設

お子さんが病気で保育施設に行けない時や、保護者の仕事の都合等で、家庭で保育が困難な場合に、お子さんをお預かりします。利用については、施設に直接お問い合わせください。

※利用初日は早朝の延長保育はご利用できません。

※利用料金のほか、受診料等が必要です。

※生活保護世帯または市民税非課税世帯の方は利用料金の減免制度があります。

### ● 病児保育みなみ（寝屋川南病院ケアセンター）

住所：長栄寺町 6-38

電話番号：828-4150

#### (1) 保育時間

基 本：月曜日～金曜日の午前 8 時～午後 6 時

土曜日の午前 8 時～午後 0 時 30 分（要予約）

※日曜日、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日は除く

延長保育：午前 7 時 30 分～午前 8 時と午後 6 時～午後 6 時 30 分

※土曜日は延長保育の実施はありません。

#### (2) 利用料金

市内在住の方	月曜日～金曜日	1 日 2,000 円（税込）
	土曜日	1 日 1,000 円（税込）
	延長保育	午前・午後各 500 円
市外在住の方	月曜日～金曜日	1 日 6,000 円（税込）
	土曜日	1 日 3,000 円（税込）

### ● 病児保育所つくし（小松病院併設）

住所：川勝町 9-1

電話番号：823-1621

#### (1) 保育時間

基 本：月曜日～金曜日の午前 8 時～午後 6 時、土曜日の午前 8 時～午後 2 時

※日曜日、祝日、12 月 30 日～1 月 3 日は除く

延長保育：午後 6 時～午後 6 時 30 分

#### (2) 利用料金

市内在住の方：1 日 2,000 円（税込）

市外在住の方：1 日 6,000 円（税込）

延長保育：500 円

※市内在住の方優先です。

◇ 2・3号認定子どもの保育料（月額）

寝屋川市2号認定・3号認定子どもの保育料（月額）				
令和5年10月1日～適用				
階層	定 義		3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B1	市町村民税 非課税世帯	母子・父子・障害世帯	0	0
B2		一般世帯	0	0
C1a	20,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C1		一般世帯	8,400	8,200
C2a	20,000円～ 26,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C2		一般世帯	10,700	10,500
C3a	26,000円～ 48,600円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C3		一般世帯	12,300	12,000
C4a	48,600円～ 53,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C4		一般世帯	13,500	13,200
C5a	53,000円～ 57,700円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C5		一般世帯	14,800	14,500
C6a	57,700円～ 62,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C6		一般世帯	14,800	14,500
C7a	62,000円～ 72,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C7		一般世帯	15,900	15,600
C8a	72,000円～ 77,101円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C8		一般世帯	19,900	19,500
C9	77,101円～90,000円未満		19,900	19,500
C10	90,000円～100,000円未満		25,900	25,400
C11	100,000円～120,000円未満		30,200	29,600
C12	120,000円～140,000円未満		35,400	34,700
C13	140,000円～160,000円未満		39,000	38,300
C14	160,000円～180,000円未満		42,000	41,200
C15	180,000円～230,000円未満		45,200	44,400
C16	230,000円～259,000円未満		47,400	46,500
C17	259,000円～281,000円未満		49,600	48,700
C18	281,000円～300,000円未満		51,800	50,900
C19	300,000円～328,000円未満		54,400	53,400
C20	328,000円～397,000円未満		59,000	57,900
C21	397,000円以上		62,600	61,500

※ 3歳から5歳児クラスの児童の保育料は0円です。  
 ※ 年齢は、当該年度の4月1日の年齢です。  
 ※ 4～8月分は前年度、9～3月分は当該年度の市民税所得割課税額により決定します。  
 ※ 同一世帯において児童が2人以上の場合、最年長者以外の児童の保育料は0円です。

◇副食費免除対象者

階層
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般世帯</li> </ul> AからC5まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯等</li> </ul> B1及びC1aからC8aまで
<b>第3子の数え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前児童のうち、第3子以降の子ども</li> </ul>

障害世帯に該当する場合、交付されている手帳等の提出が必要です。

◇ 1号認定子どもの保育料（月額）

階層	定義	保育料（月額）	
A	生活保護等受給世帯	幼児教育・保育の 無償化に伴い、 保育料0円	
B1	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税を含む)		母子・父子世帯、障害者世帯
B2			一般世帯
C1	市民税所得割課税額 77,101円未満		母子・父子世帯、障害者世帯
C2			一般世帯
D1	市民税所得割課税額 211,200円以下		
E1	市民税所得割課税額 211,201円以上		

◇副食費免除対象者

階層
<ul style="list-style-type: none"> <li>AからC2まで</li> </ul>
<b>第3子の数え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校3年生までの児童のうち、第3子以降の子ども</li> </ul>

障害世帯に該当する場合、交付されている手帳等の提出が必要です。

## 保育所等の利用調整基準表（その1）

		保護者の状況		指数
類型	細目			
居宅外就労	外勤	常勤又は常勤に準ずる者	月 140 時間以上の就労	9
			月 100 時間以上 140 時間未満の就労	8
			月 64 時間以上 100 時間未満の就労	7
		時給、日雇等の雇用形態で、常勤と比較して労働日数が少ない者（その他の不安定就労者にあつては、その従事時間の実態による。）	月 100 時間以上の就労	8
	自営・業務委託	中心者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	8
		協力者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	7
居宅内就労	自営・業務委託	中心者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	7
	委託	協力者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	6
	内職	4 時間以上の就労を常態とし、かつ、1 か月の収入が 2 万円以上である者	6	
出産	妊娠中又は出産後間がない者（産前 2 か月から産後 2 か月まで）		7	
疾病・負傷・障害	疾病のある者	入院（1 か月以上）		10
		居宅内	常時病臥	10
			一般療養	8
	障害を有する者	身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A・B1 の交付を受けているとき。		10
		身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B2 の交付を受けているとき。		8
		障害程度等級 4 級以下の身体障害者手帳の交付を受けているとき。		6
看護等	同居の親族（長期入院している親族を含む。）を常時看護し、又は介護等している者			9
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている者			10
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている者			5
就学	月 140 時間以上の就学を常態としている者			9
	月 64 時間以上 140 時間未満の就学を常態としている者			8
その他	虐待	虐待を行っている又は再び行うおそれがある者		10
	DV	配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である者		7
	障害児等	障害児その他特別な支援を必要とする者で、関係機関から保育の必要性を認められている 3 歳以上児の保護者		8.5

### 備考

- 1 市長が上記に類する状態と認める場合は、その類する状態の指数とする。
- 2 常勤に準ずる者とは、週 5 日以上勤務している者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 1 年以上常時就労している者で今後もその就労が継続すると見込めるもの
  - (2) 小学校就学前子どもを 3 か月以上認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものをいう。）等に入所させながら就労している者

- (3) 社会保険に加入している者
- (4) 前3号に類する者

## 保育所等の利用調整基準表（その2）

加点	父母がいない世帯	1
	父子又は母子世帯	0.5
	産休明け又は育児休業明けで復職する場合	0.5
減点	満60歳未満の同居の祖父母が、保育の必要な事由のいずれにも該当しない場合	1
	満60歳以上65歳以下の同居の祖父母が、保育の必要な事由のいずれにも該当しない場合	0.5
	就労の場合であって、現に就労中でなく、就労が内定している場合	0.5

### 備考

- 1 3歳児までの保育園（国松保育園）に入所している小学校就学前子どもが卒園するときは、他の保育所又は認定こども園において保育の実施を継続するものとする。
- 2 待機児童保育施設に入所している小学校就学前子どもが入所を希望している保育所等（待機児童保育施設を除く。）については、利用調整基準表に掲げる指数にかかわらず、待機児童保育施設に入所している小学校就学前子どもが優先的に利用できるよう調整するものとする。
- 3 家庭的保育事業等において保育を利用している小学校就学前子どもについて、当該保育の提供が終了するときは、連携施設において保育の利用を継続できるよう調整するものとする。
- 4 保護者が、保育士の資格又は保育士に準ずる資格として市長が認めるものを有しており、かつ、寝屋川市の区域内に所在する保育所等において、常勤又は常勤に準ずる者として、月140時間以上、就労している又は就労することが内定している場合については、利用調整基準表に掲げる指数にかかわらず、優先的に利用できるよう調整を行うものとする。
- 5 保育所等への入所・入園を予定している時期に、当該小学校就学前子どもの兄弟姉妹（その時期に、当該保育所等の利用を終了する予定である者を除く。）が現に利用している保育所等の利用を希望する場合又は小学校就学前子どもである兄弟姉妹が同時に同一の保育所等の利用を希望する場合については、利用調整基準表に掲げる指数にかかわらず、優先的に利用できるように調整を行うものとする。
- 6 前5項以外の小学校就学前子どもに係る利用調整は、指数の上位のものを優先し、同一指数の場合には、同一指数の者のなかで、次の表の優先順位により利用調整を行うものとする。

優先順位	1	保育所等の利用調整基準表（その1）による指数が高い方
	2	小学校就学前子どもの保護者が就労するに際し定められている就業規則等に規定している就労時間が長い方
	3	小学校就学前子どもが利用を希望する保育所等において、既に利用している当該小学校就学前子どもの兄弟姉妹の数が多い方
	4	小学校就学前子どもの属する世帯が、父母がいない世帯に該当する場合
	5	小学校就学前子どもの属する世帯が、父子又は母子世帯に該当する場合
	6	利用調整を行った日の属する年度（利用調整を行った日の属する月が4月から8月までの場合は前年度）の小学校就学前子どもの保護者の総所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額をいう。）が少ない方
	7	保育所等利用調整申込書の提出日から利用調整を行うまでの日数が多い方

# 認可保育施設一覧

公立保育所 4か所						
施設名	住 所	電話番号	定員	開所時間	閉所時間	施設長
さくら	対馬江西町15-16	829-0540	120	午前7:30 午後7:00	午後7:00	山口 麗子
たんぼぼ	打上南町2-1	823-2433	120			高松 加恵
さつき	三井が丘4-10-1	823-7141	150			川原 まさ
さざんか	寿町15-6	834-1555	150			的場 美樹

公立認定こども園 2か所						
施設名	住 所	電話番号	定員	開所時間	閉所時間	施設長
まあぶるこども園 星の学舎	長栄寺町22-13	828-9111	90	午前7:30 午後7:00	午後7:00	浅田 緑
まあぶるこども園 月の学舎	下木田町16-53	823-1367	120			鍵崎 あゆみ

私立保育園(所) 11か所						
施設名	住 所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
国松	国松町39-3	821-6123	36	午前7:00	午後7:00	吉田 朋子
豊野	豊野町2-36	821-2150	80	午前7:30	午後7:00	荒川 正嗣
寝屋川東	秦町34-11	821-0533	100	午前7:30	午後7:00	中西 美穂
常盤学園	小路南町16-13	824-5055	30	午前7:30	午後7:00	西岡 定昭
明德	明德2-11-18	822-0841	100	午前7:30	午後7:00	福田 徹
打上	梅が丘1-5-35	821-1129	120	午前7:30	午後7:00	西岡 高昭
こっこ	中木田町13-5	820-3939	60	午前7:00	午後8:00	吉住 美佳
あやめ	萱島南町12-3	822-1318	140	午前7:30	午後7:00	西崎 嘉紘
かえで	中神田町2-2	829-8218	140	午前7:00	午後8:00	津波古 美奈子
なでしこ	美井元町28-3	832-3777	150	午前7:00	午後8:00	嶋 奈保子
大阪聖母	東香里園町9-6	802-5610	110	午前7:00	午後8:00	深作 敦子

私立認定こども園(保育所部分) 29か所						
施設名	住 所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
エールこども園	池田1-20-15	828-5733	140	午前7:00	午後8:00	佐藤 裕子
本町こども園	本町13-3	823-1212	110	午前7:00	午後7:00	伊藤 ひとみ
太陽	高柳4-6-23	827-1291	70	午前7:15	午後7:15	石橋 健次
きんもくせい	木屋町6-3	833-1717	110	午前7:30	午後7:00	岡本 恵理子
アカシヤ	石津南町13-10	827-2324	100	午前7:30	午後7:00	川口 貴生
第3きんもくせい	河北西町18-1	822-0707	90	午前7:30	午後7:00	宮部 明子
ねやがわ寝屋の森こども園	寝屋1-19-10	822-0045	70	午前7:00	午後8:00	田中 恵美
第2アカシヤ	打上宮前町6-26	825-1922	70	午前7:30	午後7:00	平山 由美
香里幼稚園	東香里園町31-3	832-5241	50	午前7:30	午後6:30	嶽 敏子
池田	池田本町4-10	827-3456	120	午前7:30	午後7:00	上野 友子
桜木	桜木町6-11	829-5921	80	午前7:30	午後7:00	森本 英嗣
ねやがわ成美の森こども園	錦町21-6	827-1330	100	午前7:00	午後8:00	田中 啓昭
旭学園第二幼稚園	黒原旭町5-5	826-2485	20	午前7:30	午後6:30	下牧 重樹
やまなみ幼稚園	梅が丘1-5-1	821-0864	40	午前7:30	午後6:30	田中 文昭
仁和寺	仁和寺本町6-7-2	827-8060	60	午前7:00	午後7:00	下牧 重和
神田	上神田1-26-27	838-0234	100	午前7:30	午後7:30	川口 理香子
エルミンこども園	黒原橋町14-23	838-0415	60	午前7:30	午後7:00	坂田 友美子
石津	石津東町20-20	829-0800	130	午前7:15	午後7:00	西邨 理恵子
たちばなこども園	木田町2-8	821-0126	150	午前7:00	午後8:00	松本 琴代
ひまわり	松屋町12-10	831-4764	150	午前7:00	午後8:00	森本 俊克
ひなぎく	木田元宮1-13-12	824-3886	100	午前7:00	午後8:00	中野 泰雄
寝屋川めぐみ園	緑町13-20	833-0020	100	午前7:00	午後7:00	永井 正志
寝屋川なかよし	長栄寺町6-18	829-0948	110	午前7:00	午後7:00	青山 美由紀
第2寝屋川なかよし	長栄寺町6-18(夜間)	829-0948	40	午前7:00	午後10:00	水崎 隆司
しらゆり	堀溝北町25-1	822-3935	134	午前7:00	午後8:00	原 弘子
三井中央幼稚園	三井が丘2-5-3	823-6300	40	午前7:30	午後6:30	松本 逸男
ゆりかご	点野4-1-32	827-5555	90	午前7:00	午後8:00	小谷 牧
こまどり	仁和寺本町3-12-20	838-1515	100	午前7:00	午後8:00	松岡 幸進
すずらん	高柳5-28-1	827-5544	130	午前7:00	午後8:00	水崎 教夫

待機児童保育施設 1か所						
施設名	住 所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
クローバー (きんもくせい保育園分園 結)	成田西町15-12	831-3030	19	午前7:00	午後8:00	岡本 恵理子

事業所内保育事業所(地域枠) 2か所						
施設名	住 所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
おひさま	宇谷町1-36	824-1005	11	午前7:00	午後7:00	齊藤 実
千成ヤクルトつばめKIDS	木田町29-62	803-8963	5	午前7:30	午後6:30	塩田 洋子



## 認可保育施設以外の保育施設一覧

企業主導型保育施設 6か所		
施設名	住所	電話番号
みんなの里でゆっかほいくえん	八坂町 11-3	812-1322
茶屋寝屋川大利保育園	大利元町 4-7	839-0305
ねやがわくこの木保育園	東大利町 11-11	826-1022
くすのき保育園	萱島本町 20-4 FRONT F 彩都 6階	812-1085
みんなのほいくえん	豊野町 15-1	812-3775
みんなのほいくえん 香里園	香里南之町 21-20	813-7650

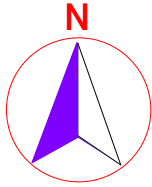
※企業主導型保育事業は、国（内閣府）が推進している事業で、多様な働き方に応じた保育の提供を全国に広げることを目的に創設された制度です。このため、企業主導型保育施設は「働く世代」を応援するために、様々な形態で運営されており、主に次のような特徴があります。

- ★職員配置基準や施設設置基準は認可保育所と同等です。
- ★国からの助成を受けて運営しています。（保育料等は各施設で設定しています。）
- ★原則として年1回以上、児童育成協会及び市の立入調査を受けています。
- ★定員の50%以内で『地域枠』の設定ができるため、従業員以外の地域の方も利用できます。
- ★施設への直接申込のため、入園結果をすぐに知ることができます。（市の利用調整はありません。）

認可外保育施設 1か所		
施設名	住所	電話番号
みつばち保育園	香里新町 22-3 サンミネマツ 208	802-0155

- ★市に届出している施設です。
- ★原則として年1回以上、市の立入調査を受けています。
- ★施設への直接申込のため、入園結果をすぐに知ることができます。（市の利用調整はありません。）





# 保育所配置図

